

令 7 薬務 第 7 3 8 号
令和 7 年(2025年)11月 4 日

各関係団体の長 様

山口県健康福祉部長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物劇物の危害防止につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医薬局長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会（組合）会員へ周知していただきますようお願いします。

薬務課
麻薬毒劇物班
担当：柿並
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029